

見附市告示第38号

見附市結婚新生活支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月27日

見附市長 稲田 亮

見附市結婚新生活支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

見附市結婚新生活支援補助金交付要綱（令和5年見附市告示第142号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

（6） 夫婦の双方が次に掲げるいずれかの講座等を受講していること。

ア ライフデザイン支援講座

イ プレコンセプションケアに関する講座

ウ 医療機関への妊娠・出産に関する相談

エ 共家事・子育て講座

様式第3号中

「  
7 見附市補助金等交付規則及び見附市結婚新生活支援補助金交付要綱の規定並びに本補助金の交付決定に付される条件を遵守します。

」を

「  
7 見附市補助金等交付規則及び見附市結婚新生活支援補助金交付要綱の規定並びに本補助金の交付決定に付される条件を遵守します。

8 見附市結婚新生活支援補助金交付要綱第3条第6号のいずれかの講座等を受講しました。

」に改める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。